

審 査 基 準

平成21年6月1日作成

法 令 名：道路交通法施行令
根 拠 条 項：第34条第3項第2号
処 分 の 概 要：旅客自動車の運転に関する教習を行う施設の指定
原権者（委任先）：島根県公安委員会
法 令 の 定 め：
審 査 基 準：別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：15日
申 請 先：島根県警察本部交通部運転免許課
問 い 合 わ せ 先：島根県警察本部交通部運転免許課
備 考：

別紙

凡例

- 1 「法」…道路交法（昭和35年法律第105号）
- 2 「令」…道路交法施行令（昭和35年政令第270号）
- 3 「府令」…道路交法施行規則（昭和35年総理府令第60号）
- 4 「教習規則」…指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則（平成10年
国家公安委員会規則第13号）

令第34条第3項第2号又は第4項第2号の旅客自動車の運転に関する教習（法第96条第5項の運転経験2年の規定を適用して第二種免許を受けようとする者に対して行う教習）を行う施設（以下「旅客自動車教習所」という。）の指定の基準は、次によること。

1 届出

法第98条第2項に基づく届出をしていること。

2 管理者

令第35条第1項に規定する指定教習所の管理者と同一の要件を備えた管理者（当該施設の運営を直接管理する地位にある者をいう。）が置かれていること。

3 指導員

次に掲げる要件を備えた教習指導員が置かれていること。

ア 24歳以上の者であること。

イ その者が従事する技能教習に用いられる自動車に係る教習指導員資格者証及び第二種免許を現に受けている者で、第二種免許を受けた後における自動車（大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車を除く。）の運転の経験が3年以上の者であること。

4 コース

次に掲げる要件を備えた技能教習のための施設を有するものであること。

ア コース敷地の面積が8,000平方メートル以上のものであること。

イ コースの種類、形状及び構造が府令別表第3に適合するものであること。

5 教習車両

次に掲げる要件を備えた技能教習を行うため必要な種類の自動車を備えていること。

ア 教習指導員が応急の措置を講ずることができる装置を備えているものであること。

イ 自動車の大きさ等は、別添第1に適合するものであること。

6 施設

技能教習及び学科教習を行うために必要な建物その他の設備を備えていること。

7 教習時間

技能教習及び学科教習の時間は、別添第2に適合するものであること。

8 教習方法

技能教習及び学科教習の方法は、次に掲げる基準に適合しているものであること。

(1) 教習計画の作成

あらかじめ教習計画を作成し、これに基づいて教習を行うこと。

(2) 教習期間

大型自動車、中型自動車、普通自動車の教習にあつては1年以内に、その他の自動車の教習にあつては3月以内に教習を修了すること。

(3) 技能教習実施上の留意事項

技能教習については、次のとおりとすること。

ア 要件を備えた教習指導員が教習を受ける者の運転する自動車に同乗して教習を行うこと。

イ 教習を受ける者1人に対する教習時限は、1日3時限以下とすること。

ウ 各段階別の最後の教習時限に教習効果の確認を行い、その成績が良好な者についてのみ次の段階の教習を行うこと。ただし、第3段階の教習効果の確認を行うときは、第3段階及びそれ以前の段階の教習について行うこととし、その成績が良好な者についてのみ教習を修了すること。

エ 同時に使用する自動車1台当たりのコース面積が200平方メートル以下とならないようにして教習を行うこと。

(4) 学科教習実施上の留意事項

学科教習については、次のとおりとすること。

ア 要件を備えた教習指導員が教習を行うこと。

イ 教本、視聴覚教材、模型等教習に必要な教材を使用すること。

ウ 必要な教習項目については、実習を行うこと。

エ 教習の最後に教習効果の確認を行い、その成績が良好な者についてのみ教習を修了すること。

9 大型自動車又は中型自動車による教習を実施する場合

(1) 大型自動車による教習を実施する場合

路上教習開始前に大型自動車(バス型、乗車定員30人以上、長さ10.00メートル以上、

幅2.40メートル以上、最遠軸距5.15メートル以上)を使用した大型仮免許の試験を受けさせること。

(2) 中型自動車による教習を実施する場合

路上教習開始前に中型自動車(バス型、乗車定員11人以上29人以下、長さ8.20メートル以上、幅2.25メートル以上、最遠軸距4.20メートル以上)を使用した中型仮免許の試験を受けさせること。

10 修了証明書

所定の期間内に技能教習及び学科教習を修了した者に対し、別記様式の修了証明書を発行すること。

別添第1 旅客自動車教習所の教習車両の基準

自動車の種類	車 体 の 大 き さ 等				備 考
	長 さ	幅	最遠軸距	輪 距	
乗車定員30人以上のバス型の大型自動車	10メートル以上	2.4メートル以上	5.15メートル以上		
乗車定員11人以上29人以下のバス型の中型自動車	8.2メートル以上	2.25メートル以上	4.2メートル以上		
乗車定員5人以上の普通自動車	4.4メートル以上	1.69メートル以上	2.5メートル以上	1.3メートル以上	
車両総重量5,000キログラム以上の車輪を有する大型特殊自動車					20キロメートル毎時を超える速度を出すことができる構造のもの。
車両総重量5,000キログラム以上のカタピラを有する大型特殊自動車					

<p>けん引されるための構造及び装置を有する車両（以下「被けん引車」という。）をけん引するために使用される普通自動車で、専ら被けん引車（最大積載量5,000キログラム以上のものに限る。）をけん引しているもの</p>					<p>被けん引車をけん引する自動車は、4輪のものであること。</p>
---	--	--	--	--	------------------------------------

別添第2 旅客自動車教習所教習時限等

第1 技能教習時限表

受けようとする 第二種免許の自動車	現に 有する免許	教習区分				計
		第1段階	第2段階	第3段階	時	
大型自動車	大型免許	4	8(4)	12(8)	24(12)	
	中型免許	6	10(6)	16(10)	32(16)	
		8t限定免許	7	12(7)	19(12)	38(19)
	オートマチック車 8t限定免許	8	13(8)	21(14)	42(22)	
		普通免許	7	15(9)	22(13)	44(22)
	オートマチック車 限定免許	8	16(10)	24(15)	48(25)	
	大特(無限定)免許	11	22(15)	33(18)	66(33)	
	大特(カタピラ)免許	12	26(17)	38(21)	76(38)	
中型自動車	大型免許	4	7(4)	11(7)	22(11)	
	中型免許	4	7(4)	11(7)	22(11)	
		8t限定免許	5	10(6)	15(9)	30(15)
	オートマチック車 8t限定免許	6	11(7)	17(11)	34(18)	
		普通免許	6	12(7)	18(11)	36(18)
	オートマチック車 限定免許	7	13(8)	20(13)	40(21)	
	大特(無限定)免許	10	20(12)	30(18)	60(30)	
	大特(カタピラ)免許	12	24(16)	36(20)	72(36)	
普通自動車	大型免許	4	8(4)	12(8)	24(12)	
	中型免許	4	8(4)	12(8)	24(12)	
		8t限定免許	4	8(4)	12(8)	24(12)
	オートマチック車 8t限定免許	5	9(5)	14(10)	28(15)	
	普通免許	5	9(5)	14(9)	28(14)	
	オートマチック車					

	限定免許	6	10(6)	16(11)	32(17)	
	大特(無限定)免許	10	19(12)	29(17)	58(29)	
	大特(カタピラ)免許	11	23(15)	34(19)	68(34)	
オートマチック車	大型免許	4	8(4)	12(8)	24(12)	
	中型免許	8t限定免許	4	8(4)	12(8)	24(12)
		オートマチック車 8t限定免許	5	9(5)	14(10)	28(15)
		普通免許	5	9(5)	14(9)	28(14)
	オートマチック車 限定免許	6	10(6)	16(11)	32(17)	
	大特(無限定)免許	9	18(4)	27(16)	54(27)	
	大特(カタピラ)免許	11	21(12)	32(20)	64(32)	
	大型特殊自動車 (無限定)	大型免許	3	6	9	18
		中型免許 (8t限定免許・オートマチック車8t限定免許を含む。)	3	6	9	18
		普通免許 (オートマチック車限定免許を含む。)	3	6	9	18
大特(無限定)免許		2	4	6	12	
大特(カタピラ)免許		3	6	9	18	
大型特殊自動車 (カタピラ)	大型免許	3	5	8	16	
	中型免許 (8t限定免許・オートマチック車8t限定免許を含む。)	3	5	8	16	
	普通免許 (オートマチック車限定免許を含む。)	3	5	8	16	
	大特(無限定)免許	2	3	5	10	
	大特(カタピラ)免許	2	3	5	10	
牽引自動車	対応する免許	2	4	6	12	

備考1 1 教習時限の時間は、50分とする。

2 ()内は内数で、路上教習の時限数を示す。

第2 学科教習項目及び時限数

旅客自動車教習所における学科教習項目については、1における大型第二種免許及び普通第二種免許に係る学科教習のうち2の項目を実施すること。

1 第二種免許に係る学科教習

(1) 学科(一)(第1段階)

ア 教習の科目

a 本科目の基準の細目に係る教習規則の規定並びに本科目の項目名及び内容は次のとおりである。

教習規則(別表第6)	項目名	内容
1 法第108条の28第4項各号に掲げる事項であって、別表第4第1号から第3号までに掲げる事項に関するもの	1 第二種運転免許の意義	<ul style="list-style-type: none"> ・第二種運転免許の意味 ・第二種運転免許が設けられている理由 ・旅客自動車の運転者の運行実態 ・第二種免許取得者に求められる資質
	2 信号に従うこと	<ul style="list-style-type: none"> ・信号の種類と意味 ・信号に対する注意
	3 標識・標示等に従うこと	<ul style="list-style-type: none"> ・標識・標示の種類と意味 ・警察官等の指示
	4 車の通行するところ、車の通行してはいけないところ	<ul style="list-style-type: none"> ・車道通行の原則と例外 ・左側通行の原則と例外 ・車両通行帯のない道路における通行 ・車両通行帯のある道路における通行 ・不必要な車線変更の禁止 ・標識・標示による通行禁止 ・歩道・歩行者用道路等の通行禁止と例外 ・交通状況による進入禁止
	5 路線バス等の優先	<ul style="list-style-type: none"> ・路線バス等の優先
	6 交差点等の通行、踏切	<ul style="list-style-type: none"> ・交差点等の通行方法 ・交差点を通行するときの注意

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通整理の行われていない交差点の通行方法 ・ 踏切の通過方法等 ・ 踏切上での故障時等の措置
7 安全な速度と車間距離	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最高速度 ・ 速度と停止距離 ・ 安全な速度と車間距離 ・ ブレーキのかけ方 ・ 徐行
8 歩行者の保護等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩行者等のそばを通るとき ・ 横断中の歩行者等の保護 ・ 子供や身体の不自由な人の保護 ・ 初心運転者の保護 ・ 他人に迷惑をかける運転の禁止
9 安全の確認と合図、警音器の使用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全確認の方法 ・ 合図を行う場合と方法 ・ 必要以外の合図の禁止 ・ 警音器を使用する場合 ・ 警音器の使用制限
10 進路変更等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 進路変更の禁止 ・ 横断、転回等の禁止 ・ 割込み、横切り等の禁止
11 追越し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 追越しの禁止 ・ 追越しの方法 ・ 追い越されるとき注意
12 行き違い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 側方間隔の保持 ・ 障害物があるときの避譲
13 駐車と停車	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車と停車の意味 ・ 駐車、停車の禁止と例外 ・ 駐車と停車の方法 ・ 駐車時間の制限等 ・ 車から離れるときの措置 ・ 保管場所の確保 ・ 駐車の影響

	14 乗車と積載	<ul style="list-style-type: none"> ・乗車又は積載の方法 ・乗車又は積載の方法の特例 ・乗車又は積載の制限 ・転落等の防止 ・危険物の運搬
	15 交通事故のとき	<ul style="list-style-type: none"> ・運転者等の義務 ・被害者になったとき ・現場に居合わせたとき
	16 旅客自動車に係る法令の知識	<ul style="list-style-type: none"> ・旅客自動車の運転者の心得 ・その他旅客自動車の運転者として必要な法令の知識
2 身体障害者、高齢者等が旅客である場合における旅客自動車の安全な運転その他の交通の安全の確保について必要な知識	17 身体障害者等への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども、高齢者の行動特性を理解した運転行動と対応 ・身体障害者の行動特性を理解した運転行動と対応

b 現に免許を受けている者に対する教習の科目

現に免許を受けている者に対する科目の基準の細目に係る法令の規定は次のとおりである。

法 令 の 規 定
大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許のいずれかを受けている者に対する学科教習は、教習規則別表第6第2号に掲げる事項であること（教習規則第1条第4項第8号及び第9号）。

(2) 教習時間

ア 府令の規定に基づく本科目の教習時間は次のとおりである。

種別 \ 現有免許	大型免許	中型免許	普通免許	大型特殊免許	中型第二種免許	普通第二種免許	大特二種免許	牽引二種免許
大型第二種免許	7	7	7	7	0	0	1	1
中型第二種免許	7	7	7	7	-	0	1	1
普通第二種免許	7	7	7	7	-	-	1	1

イ 教習規則の規定に基づく教習時間の基準についての細目

法令の規定	教習時間
現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除き、別表第6第2号に掲げる事項に係る教習を1時限行うこと(教習規則第2条第8号)。	-

(3) 教習方法

法令の規定及び教習方法は次のとおりである。

法令の規定	教習方法
-	学科(一)の教習は、(1)の表の項目1(第二種運転免許の意義)を修了した者に対して行うこと。
-	項目17(身体障害者等への対応)における教習方法は次のとおりである。 ア 大型第二種免許に係る教習にあつては、バス型の大型自動車(必要に応じバス型の中型自動車又は普通自動車)を、中型第二種免許に係る教習にあつては、バス型の中型自動車(必要に応

	<p>じバス型の大型自動車又は普通自動車)を、普通第二種免許に係る教習にあつては、普通自動車(必要に応じバス型の大型自動車又は中型自動車)を用い、自動車教習所のコースその他の設備において実習形式により行わせること。</p> <p>イ 教習の一部として、車椅子利用者に係る乗降時の対応要領について、教習指導員又は教習生が互いに運転者又は乗客となつて実習形式で行わせること。</p> <p>なお、この場合、車椅子を使用することが望ましいものとするが、車椅子に代えて椅子を使用しても差し支えないものとする。</p> <p>ウ 教習の一部(約20分以内)については、ビデオを使用した教習を行わせることができるものとする(ただし、教習から教習への移動時間が短いものに限らせること。)</p> <p>エ 本教習は、教習指導員1名が6人以内の教習生に対し行うことができるものとする。</p> <p>また、本教習は大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る教習を合同で実施することができるものとする。</p>
--	--

(2) 学科(二)(第2段階)

ア 教習の科目

(ア) 本項目の基準の細目に係る教習規則の規定並びに本科目の項目名及び内容は次のとおりである。

教習規則(別表第6)	項目名	内容
3 旅客自動車の運転に係る	18 危険予測ディスカッション	<ul style="list-style-type: none"> ・危険予測の重要性 ・走行中の危険場面

危険の予測その他の安全な運転に必要な知識		<ul style="list-style-type: none"> ・ 起こりうる危険の予測 ・ より危険の少ない運転行動
4 応急救護処置	19 応急救護処置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急救護処置とは ・ 実施上の一般的留意事項 ・ 救急体制 ・ 具体的な実施要領（A E Dを用いた除細動に関する事項を含む。） ・ 各種傷病者に対する対応 ・ まとめ
	20 応急救護処置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 傷病者の観察・移動 ・ 体位管理 ・ 心肺蘇生法 ・ 気道異物除去 ・ 止血法 ・ 包帯法 ・ 固定法
5 前4号に掲げるもののほか、旅客自動車の運転に必要な適性の自覚に関すること、旅客自動車に係る交通事故の実態の理解に関することその他の旅客自動車の運転に必要な知識	21 適性検査結果に基づく行動分析	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転と性格 ・ 運転適性検査 ・ 運転適性検査結果の運転への活用等 ・ 運転行動と経済性
	22 安全運転と人間の能力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二輪車から、四輪車からの見え方 ・ 死角の事例 ・ 防衛的運転方法 ・ 車両間の意思疎通の方法 ・ 認知・予測・判断・操作 ・ 認知・予測・判断・操作に影響を及ぼす要因
	23 車に働く自然の力と運転	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車を動かし続けようとする力と停止しようとする力

	<ul style="list-style-type: none"> ・乗客の乗車状況、荷物の積み方等と車の安定性 ・カーブ、坂道での運転 ・速度と衝撃力 ・交通公害の防止、地球温暖化の防止等
24 悪条件下での運転 1	<ul style="list-style-type: none"> ・雨のときの運転 ・霧のときの運転 ・道路状況の悪いときの運転 ・非常時等の措置 ・大地震などのとき
25 悪条件下での運転 2	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間の運転 ・灯火をつけなければならない場合 ・点灯制限等
26 経路の設計	<ul style="list-style-type: none"> ・地図情報の読み取り ・経路の設計の仕方 ・案内標識等の活用 ・経路を間違えた場合等の対応の仕方
27 高速道路での運転	<ul style="list-style-type: none"> ・通行できない車 ・速度と車間距離 ・通行区分等 ・禁止事項 ・故障時等の措置 ・高速道路利用上の心得 ・走行計画の立て方 ・本線車道への進入 ・本線車道での走行 ・本線車道からの離脱
28 特徴的な事故と事故の悲惨さ	<ul style="list-style-type: none"> ・特徴的な事故実態 ・交通事故の悲惨さ ・車の安全装置の重要性

	29 自動車の機構と保守管理	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の機構と取扱い ・その他の装置の取扱い方 ・車両の日常点検と故障時の応急措置 ・タイヤの交換、チェーンの着脱など
--	----------------	---

(イ) 現に免許を受けている者に対する教習の課目

現に免許を受けている者に対する本科目の基準に伴う法令の規定を示すと次のとおりとなる。

法 令 の 規 定
<p>1 現に大型免許、中型免許又は普通免許を受けている者（下記2に該当する者を除く。）に対する学科教習は、教習規則別表第6第3号、第4号及び第5号に掲げる事項（高速自動車国道及び自動車専用道路における道路交通法第85条第10項の旅客自動車の安全な運転（以下「旅客自動車の高速運転」という。）に必要な知識並びに運転者が交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じて設定した経路における旅客自動車の運転（以下「経路の設定による旅客自動車の運転」という。）に必要な知識を除く。）についての教習であること（教習規則第1条第4項第7号）。</p>
<p>2 現に大型免許、中型免許又は普通免許のいずれかを受け、かつ、大型特殊自動車第二種免許又は牽引自動車第二種免許のいずれかをを受けている者に対する学科教習は、教習規則別表第6第3号及び第4号に掲げる事項についての教習であること（教習規則第1条第4項第8号）。</p>
<p>3 現に大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許を受けている者（前記2に該当する者を除く。）に対する学科教習は、教習規則別表第6第3号及び第4号に掲げる事項、旅客自動車の高速運転に必要な知識並びに経路の設定による旅客自動車の運転に必要な知識についての教習であること（教習規則第1条第4項第9号）。</p>

イ 教習時間

(ア) 府令の規定に基づく教習時間は次のとおりである。

現有免許 種別	大型免許	中型免許	普通免許	大型特殊 免許	中型第二 種免許	普通第二 種免許	大特二 種免許	牽引二 種免許
大型第二種免許	1 2	1 2	1 2	1 3	0	0	8	8
中型第二種免許	1 2	1 2	1 2	1 3	-	0	8	8
普通第二種免許	1 2	1 2	1 2	1 3	-	-	8	8

(注) 大特二種免許又は牽引二種免許を受けている者が合わせて大型免許、中型免許又は普通免許を受けている場合における学科(二)の教習時間は、それぞれ7時限となる(府令別表第4の2の備考4)

(イ) 府令の規定及び教習時間

府 令 の 規 定	教 習 時 間
大型第二種免許、中型第二種免許若しくは普通第二種免許に係る学科(二)(大型第二種免許又は中型第二種免許に係る教習にあつては、それぞれ現に中型第二種免許若しくは普通第二種免許又は普通第二種免許を受けている場合を除く。)においては、応急救護処置教習をそれぞれ6時限行うものとする。(府令別表第4の2の表備考5)	項目19(応急救護処置)については2時限、項目名20(応急救護処置)については4時限行うこと。

(ウ) 教習規則の規定に基づく教習時間の基準の細目及び教習時間

法 令 の 規 定	教 習 方 法
現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除き、別表第6第3号に掲げる事項に係る教習を1時限行うこと(教習規則第2条第9号)	項目名18(危険予測ディスカッション)を1時限行うこと。

ウ 教習方法

法令の規定及び教習方法は次のとおりである。

法 令 の 規 定	教 習 方 法
<p>応急救護処置に必要な知識の教習は、府令第33条第4項第2号ロ（第二種免許に係る教習指導員（大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を現に受けている者（免許の効力を停止されている者を除く。）に限る。）に定める者であって公安委員会が応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認めるものを行うこととし、かつ、模擬人体装置（人体に類似した形状を有する装置であって、気道確保、人工呼吸、心臓マッサージその他の応急救護処置に関する実技を行うために必要な機能を有するものをいう。以下同じ。）による応急救護処置に関する実技訓練を含むものであること（府令第33条第4項第2号ニ）。</p>	<p>項目名19（応急救護処置）及び項目名20（応急救護処置）はできるだけ連続して行うこと。ただし、やむを得ず分割する場合は、項目名19（応急救護処置）を2時限連続して実施し、次の機会（教習と教習の間には他の教習は挟まないこと。）に残りの教習を2時限以上ずつ実施させること。</p> <p>項目名19（応急救護処置）のうち、AEDを用いた除細動については、その概要、AEDの設置場所及び一般向けの講習について、教本等を用いて説明すること。</p> <p>項目名20（応急救護処置）については、実技訓練における指導をきめ細かく行い、1人の教習指導員が教習を行う教習生の人数はおおむね10人以下とさせること。</p> <p>模擬人体装置を使用する内容は、気道確保、人工呼吸、心臓マッサージとし、当該装置の数は、高い教習効果を得るため、教習生4人に対し、大人全身2体（大人全身1体及び大人半身1体でも差し支えないものとする。）及び乳児全身1体であること。</p>
-	<p>項目名18（危険予測ディスカッション）における教習方法は次のとおりである。</p> <p>大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る応用走行における項目（危険を予測した運転）を2時限連続で実施した後に、引き続き連続して行うこと。</p>

ただし、3時限連続して実施できない場合は、少なくとも前記技能教習を1時限実施した後に引き続き連続して本教習を実施させること。

2 旅客自動車教習所における学科教習項目

教 習 項 目	時限数
1 信号に従うこと(項目2) 2 標識・標示等に従うこと(項目3) 3 車の通行するところ、車の通行してはいけないところ(項目4) 4 路線バス等の優先(項目5) 5 交差点等の通行、踏切(項目6) 6 安全な速度と車間距離(項目7) 7 歩行者の保護(項目8) 8 安全の確認と合図、警音器の使用(項目9) 9 進路変更等(項目10) 10 追越し(項目11) 11 行き違い(項目12) 12 駐車と停車(項目13) 13 乗車と積載(項目14) 14 交通事故のとき(項目15) 15 旅客自動車に係る法令の知識(項目16) 16 適性検査結果に基づく行動分析(項目21) 17 安全運転と人間の能力(項目22) 18 車に働く自然の力と運転(項目23) 19 悪条件下での運転1(項目24) 20 悪条件下での運転2(項目25) 21 経路の設計(項目26) 22 高速道路での運転(項目27) 23 特徴的な事故と事故の悲惨さ(項目28) 24 自動車の機構と保守管理(項目29)	2
合 計	2 4

備考1 この表において、教習時間は、1教習時限につき50分とする。

2 ()内に記載する第二種免許に係る指定教習所の教習の標準の学科教習項目と合同で実施できるものとする。

別記様式

第 号	
旅 客 自 動 車 教 習 所 修 了 証 明 書	
[]	住 所
	氏 名
押出し スタンプ	
	年 月 日生
自動車の種類	[]
上記の者は、	年 月 日本 における旅客自動車
の教習を修了した者であることを証明する。	
年 月 日	
所在地	
	公安委員会指定
名 称	
管理者	[印]

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。